

監査措置公告第4号

令和6年3月25日付け5監第57号で提出した令和5年度定期監査（後期）の監査の結果に関する報告に対し、東かがわ市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和5年度定期監査（後期）の結果に関する措置について

令和6年3月29日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 大 田 稔 子

- 1 対象となる監査
令和5年度定期監査（後期）
- 2 注意された事項についての措置状況

- (1) 地域創生課

- 1 一部援助団体の会計管理について

預金通帳の管理に関する調べにおいて、国際交流協会の通帳については差引簿との金額に相違が見られ、差引簿の訂正が必要とされた。

また、ブギウギ応援隊の会計においては仕切り伝票の代わりにメモ書きのものや領収書が添付されていないものなど、請求書や領収書の不備が散見された。支払い金額に関して問題は無かったが、会計処理においては十分な注意をはらって適正な会計管理に努められたい。

【措置状況】

国際交流協会の通帳金額の相違については、前年度の出納整理期間の出納と現年度の出納の混在によるものであり、差引簿の訂正の必要はなかった。

ブギウギ応援隊の会計における請求書及び領収書の不備は、適正な書式による各書類の再発付を依頼し事務処理を是正した。今後は、適正な会計処理に努めるものとする。

以上